

研究費等不正使用防止計画

2021年12月21日

1. 目的

名古屋電機工業株式会社（以下「当社」という。）に、競争的研究資金等の不正使用（以下「不正使用」という。）を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する環境及び体制の構築を図るため、次のとおり研究費等不正使用防止計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定する。

なお、この計画の内容については、文部科学省からの関係情報、他の研究機関における対応状況等を参考にしながら、絶えず見直しを図っていくものとする。

2. 責任体制

競争的研究資金等の不正使用防止に向け、最高管理責任者および企業倫理委員会を置く。

3. 当社の責任体系の明確化

(1) 最高管理責任者

社内に、会社全体を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表取締役社長をもって充てる。

〈役割〉

- ① 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、企業倫理委員会委員長及び企業倫理委員会委員が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- ② 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する取締役会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
- ③ 最高管理責任者が自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、競争的資金等の運営・管理に関わる役員、社員その他当社において研究等に従事するすべての者（以下「構成員」という。）の意識の向上と浸透を図る。

(2) 企業倫理委員会委員長

社内に、最高管理責任者を補佐し、研究費等の運営及び管理について会社全体を統括する実質的な責任を負う者として企業倫理委員会委員長を置き、取締役または本部長のうちから代表取締役社長が指名した者をもって充てる。

〈役割〉

企業倫理委員会委員長は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) 企業倫理委員会委員

部（室を含む。以下同様）内に、研究費等の運営及び管理について責任を負い、権限を有する者として企業倫理委員会委員を置き、当該本部または部の長をもって充てる。

〈役割〉

企業倫理委員会委員は、企業倫理委員会委員長の指示の下、

- ① 自己の管理監督又は指導する部内における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を企業倫理委員会委員長に報告する。
- ② 不正防止を図るため、部内の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ③ 自己の管理監督又は指導する部内において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- ④ 自己の管理監督又は指導する部内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓蒙活動を実施する。

(4) 企業倫理委員会委員補佐

部内に、役割の実効性を確保する観点から、必要によっては、企業倫理委員会委員補佐を置くことができる。企業倫理委員会委員補佐には、当該部内の課長等をもって充てる。

〈役割〉

企業倫理委員会委員を助け、必要に応じてコンプライアンス教育・モニタリング等を実施し、企業倫理委員会委員に報告する。

4. 環境整備

企業倫理委員会は、次のような環境整備を行う。

(1) 研究費等の執行ルール及び研究費等に関するQ&A等の整備・更新

執行ルール及びQ&A等を整備し、常に社会情勢を把握したうえで見直しを図るとともに、ホームページ、ハンドブック等により当該ルール等を構成員に周知する。

(2) 相談体制の整備

研究費等に関する相談窓口を運用するとともに、その役割を構成員に周知する。

(3) 情報提供の方法の確立

(1)及び(2)に関する情報のほか、5.に掲げる研究費等の適正な管理に関する情報等を構成員へより効果的に周知する方法を確立する。

5. 研究費等の適正な管理

(1) 研究費等の計画的執行の検証・確認体制

発注段階から予算執行状況を把握できる財務会計システムを導入し、効率的かつ効

果的に運用する。

(2) 物品及び役務の検収

第三者により、物品及び役務の検収確認を行う。

(3) 出張の確認

出張の事実をより効率的かつ効果的に確認する。

6. 関係者の意識の向上

企業倫理委員会は、意識の向上に向けて次のような整備を行う。

(1) 行動規範の遵守

不正使用の防止に係る行動規範を構成員に周知する。

(2) 研修会等の実施

不正使用の防止に係る研修会を定期的を開催する。

7. 不正使用に対する調査および懲戒

企業倫理委員会は、不正使用に対する調査および懲戒について次のように実施を行う。

(1) 通報窓口の設置

不正使用に関する通報窓口を運用する。なお、通報者の保護には十分に配慮する。

(2) 調査等について

不正使用が疑われる場合の調査、是正措置等に遅滞なく対応する。

(3) 処分等について

構成員及び業者が不正使用を行った場合は、規程に沿った適切な処分を行う。

(4) 調査結果の公表について

調査結果については、合理的な理由があり非公表すると判断した場合を除き、不正に関与した者の氏名・所属を含み公表する。

8. 研究費等の運営・管理に対する内部監査及びモニタリング

監査統括室が、部内の実務担当者及び研究者と直接ヒアリングを行うなどにより、実際の研究費等の執行現場における実態を正確に把握するとともに、社内全体の視点から、実効性のある内部監査及びモニタリングを行う。

9. 不正使用防止計画における具体的取組事項

企業倫理委員会は、上記 8. に掲げる内部監査およびモニタリング等の実施結果を踏まえた不正発生要因の体系的な整理・分析を行い、優先的に取り組む事項を導出したうえで、対策に取り組む。